

防府リハビリテーション病院 介護医療院 運営規程

第一章 事業の目的及び運営方針

(目的)

第1条 この規程は、医療法人和同会が開設する防府リハビリテーション病院 介護医療院（以下「施設」という。）の管理運営に関して必要な事項を定め、介護保険法（平成9年度法律第123号。以下「法」という。）の目的及び基本理念に基づき、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は前条の目的を達成するため、次のことを方針として運営するものとする。

- 一 長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、適切な施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における看護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を適切に提供するように努める。
- 二 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 三 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家族との連携を重視した運営に心がけるとともに、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設等、地域の保健・医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称は次のとおりとする。

名 称 防府リハビリテーション病院 介護医療院
所在地 山口県防府市大字台道 1634 番地の 1

第二章 従業員の職種、員数及び職務内容

(従業員の職種及び員数)

第4条 施設に勤務する従業員の職種及び員数は次のとおりとする。

- | | | |
|----|---------|---------|
| 一 | 管理者：医師 | 1 名 |
| 二 | 医師 | 3 名 |
| 三 | 薬剤師 | 1 名 |
| 四 | 診療放射線技師 | 1 名 |
| 五 | 看護職員 | 2 5 名以上 |
| 六 | 介護職員 | 2 5 名以上 |
| 七 | 理学療法士 | 2 名以上 |
| 八 | 作業療法士 | 1 名以上 |
| 九 | 言語聴覚士 | 1 名以上 |
| 十 | 管理栄養士 | 1 名 |
| 十一 | 介護支援専門員 | 3 名 |
| 十二 | 事務職員 | 3 名 |

尚、医師当直対応については、保険医療機関 防府リハビリテーション病院 宿直医が入所者の救急対応にあたることで、宿直医を配置しないことができる。

(従業者の職務内容)

第5条 施設に勤務する従業者の職務内容は次のとおりとする。

一 管理者

- イ 施設の運営管理の総括に関する事。
- ロ 従業者の所掌業務の総括に関する事。

二 医師

- イ 入所者の診療、治療に関する事。
- ロ 入所者の入退院の判断・指導に関する事。
- ハ 入所者の健康管理並びに保健衛生の指導に関する事。

三 薬剤師

- イ 入所者の薬剤管理に関する事。
- ロ 入所者の薬剤投与の指導に関する事。

四 診療放射線技師

- イ 入所者のX線撮影一般に関する事。
- ロ 入所者及び従業者の被曝管理に関する事。

五 看護職員

- イ 入所者の看護及び生活援助に関する事。
- ロ 入所者の健康管理に係る記録の整備に関する事。
- ハ リハビリ指導に関する事。

六 介護職員

- イ 医学的管理の下における介護、生活援助全般に関する事。
- ロ 入所者のリハビリ等に関する事。
- ハ 生活援助、健康に係る記録の整備に関する事。
- ニ 生活環境の整備、清潔保持に関する事。
- ホ その他入所者の処遇上必要な事項に関する事。

七 理学療法士

- イ 運動機能検査及び運動療法の計画、実施、評価に関する事。
- ロ その他必要な社会的適応能力の回復に係る指導に関する事。

八 作業療法士

- イ 作業能力検査及び作業療法の計画、実施、評価に関する事。
- ロ その他必要な社会的適応能力の回復に係る指導に関する事。

九 言語聴覚士

- イ 言語聴覚療法の計画、実施、評価に関する事。
- ロ その他必要な社会的適応能力の回復に係る指導に関する事。

十 管理栄養士

- イ 献立の作成及び栄養価の計算に関する事。
- ロ 栄養指導に関する事。
- ハ 適切な栄養ケアを効率的に提供できるよう関連職種との連絡調整に関する事。

十一 介護支援専門員

- イ 施設サービス計画の作成に関する事。
- ロ 入所者及びその家族との連絡調整に関する事。
- ハ 入所者等に関する他の従業者との連絡調整に関する事。

ニ 関係市町村及び他の保健医療・福祉サービスとの連携・調整に関すること。

十二 事務職員

イ 庶務全般に関すること。

ロ 介護報酬の請求に関すること。

ハ 他の従業者の所掌業務に属さない事項に関すること。

第三章 入所者の定員

第6条 施設の入所者の定員は146名（（Ⅱ型）96名（48名×2）及び50名療養等）とする。

第四章 指定介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額

（入退所）

第7条 施設は、入所者の身体の状態及び病歴、病状等に照らし、長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者に指定介護医療院サービスを提供するものとする。

2 施設は入所に際し、あらかじめ入所者及びその家族に対して、本運営規程の概要等サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、患者の同意を得なければならない。

3 施設は入所に際し、その者の心身の状態、病歴、家族の状況等の把握に努めなければならない。

4 施設は、入所者の状況等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、病院又は診療所等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

5 施設の医師は、適時、療養の必要性を判断し、医学的に入所の必要性がないと判断した場合には、入所者に対し、退所を指示しなければならない。

6 施設は、入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、退所後の主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報提供その他保健医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 施設は入所に際し、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

2 施設は、前項の被保険者証に法の規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該意見に配慮した指定介護医療院サービスを提供するよう努めなければならない。

3 施設は、入所に際し要介護認定を受けていない患者については、患者の意志を踏まえて、速やかに認定が行われるよう援助しなければならない。

（施設サービスの取扱方針）

第9条 指定介護医療院サービスは、入所者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その者の心身の状態等を踏まえて作成された施設サービス計画に基づきその者の療養を妥当適切に行うよう努める。

2 施設は、サービスの提供に当って、緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行ってはならない。

（診療の方針）

第10条 診療に当っては、常に医学の立場を堅持して、入所者の病状及び心身の状態並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、適切な指導を行う。

(機能訓練)

第11条 入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じ、医師、理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士の指導のもとに、計画的に行わなければならない。

(看護及び介護)

第12条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう行わなければならない。

(食事の提供)

第13条 施設は、入所者に1日3回食事を提供するものとする。

2 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状態、病状等を考慮したものでなければならない。

3 入所者の食事は、できるだけ食堂で行われるよう努めなければならない。

(利用者負担の額)

第14条 入所者の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、別添の料金表(別紙1)により支払を受けることとする。

2 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの。

3 前項の支払を受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(身体拘束等)

第15条 当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第16条 当施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

二 虐待防止のための指針を整備する。

三 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第17条 当施設は、入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

第五章 施設の利用に当たっての留意事項

(入所者の守るべき事項)

第18条 入所者は、次に定める事項を守らなければならない。

- 一 従業者の指示に従うこと。
- 二 施設又は備品の毀損及び備品を施設外へ無断で持ち出さないこと。
- 三 無断で備品の位置や形状を変更しないこと。
- 四 火気の使用は所定の場所で行うこと。
- 五 その他管理者が必要と認める事項

(損害賠償)

第19条 入所者及びその家族は、故意又は重大な過失によって設備、備品等に損害を与え、又は無断で形状を変更したときは、その損害を賠償し、又は現状に回復する責を負わなければならない。

第六章 非常災害対策

(非常災害対策)

第20条 施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、取るべき措置についてあらかじめ対策を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 非常災害対策は、消防法の定めに基づき作成した施設の「非常災害マニュアル」による。

第七章 その他施設の運営に関する重要事項

(秘密保持等)

第21条 施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設の従業者であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族にこの秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかななければならない。

(掲示)

第22条 施設は、施設内の見えやすい場所に運営規程の概要並びに従業者の勤務体制、利用料その他サービスの選択に関する重要事項を掲示しなければならない。

(従業者研修)

第23条 施設は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回

(その他)

第24条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より改定する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より改定する。

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日より改定する。